

「第3弾 元気いばら★暮らし応援券」取り扱いFAQ

事業者の皆様へ

令和7年1月24日版

事業者の申込に関すること

Q. 締め切り後でも参加事業者の追加登録はできますか？

A. 2月17日（月）までにお申し込み頂いた事業者については、市民向けの「取扱店舗一覧」に掲載し商品券と併せて井原市から郵送します。登録については4月11日（金）まで受け付けますが、取扱店舗一覧には掲載できません。商工会議所 HP には随時追加で掲載します。店頭等に取り扱い店のポスターを掲示してください。

Q. 本店は井原市内ですが、井原市外の支店等を登録申込できますか？

A. 申込できません。井原市内にある店舗等が対象です。

商品券の使用に関すること

Q. おつりを出してもいいですか？

A. おつりのいらないように利用を促してください。

Q. 令和7年3月31日以前に購入した商品の支払いに使用できますか？

A. 利用をお断りください。商品券は、使用可能期間の商品の購入やサービスの提供に利用できます。

Q. 破れたり汚れたりしている商品券は利用できますか？

A. 破れた商品券については原状に復することができれば、テープ等で補修してください。切れ端を紛失している場合は、お札と同じように券面の3分の2以上あれば使用可能とします。汚れている券については、商品券番号・金額・発行者のいずれもが確認できる状態であれば使用可能とします。

Q. コピーなど偽造が疑われる商品券の利用申し込みがあった場合は？

A. 商品券にはコピー防止が施されています。利用を断り、速やかに警察署および井原市役所、当商工会議所にご連絡ください。

Q. 利用申し込み枚数の制限がありますか？

A. 制限はありません。一度に概ね 50 枚以上の利用申し込みがあった場合は、利用者に対して取得の経緯をご確認下さい。（商品券の譲渡はできません）

Q. 商品券を用いた取引の対象外とする商品やサービスを店舗独自に定めること、また一度の取引で利用できる商品券の枚数（取引金額の上限）を店舗独自に定めること

は認められますか？

A. 認められます。ただし、店頭での掲示等により、その旨を市民に必ず周知してください。

Q. 商品券の金額を上回る部分の支払いは現金でなくてもいいですか？

A. 現金以外の支払いも可能です。各店舗の決済方法で対応してください。

Q. 5月31日を過ぎて市民から利用の申し込みがあった場合は？

A. 利用をお断りください。

Q. マッサージ等に利用できますか？

A. 保険診療以外であれば利用可能です。保険診療での利用はできません。

Q. たばこ・食品等を同時に購入した場合、一緒に商品券を使用できますか？

A. できます。今回の商品券は、たばこも対象になります。

Q. ビールや酒は商品券で購入できますか？

A. ビールや酒の現物の購入には使用できます。ただし、この商品券で、金券であるビール券や清酒券、他の商品券は購入できません。

Q. 通販など電子商取引の決済に使用できますか？

A. 使用できません。市内の事業者も応援する商品券です。

Q. 取扱店舗等に該当しない事業者の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業（第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業を除く。）を行っているもの」とは何ですか？

A. 風営法の規制を受ける「麻雀屋、パチンコ店」などは商品券の対象外ですが、いわゆる一般的な「スナック、喫茶店、料理店」は商品券の対象になります。

————— 換金に関すること —————

Q. 換金について、事業者の手数料は必要ですか？

A. 不要です。振込手数料、換金手数料、その他費用の負担は一切ありません。

Q. 換金申請はどこにすればいいですか？

A. 井原商工会議所、備中西商工会芳井支所または美星支所のいずれかで行ってください。

Q. 換金請求書・請求金額振込口座登録届出書の記入について注意点がありますか？

A. 初回換金日に、「第3弾 元気いばら★暮らし応援券 請求金額振込口座登録届出書」を換金請求書と一緒にご提出ください。以後、請求金額は登録口座にお振込みします。修正液や修正テープの使用、フリクションでの記入は不可です。特に金額欄の修正は不可で、再提出をお願いします。

Q. 換金はいつ、どこで行われますか？

A. 中小店舗と大型店舗等で別々に行います。4月10日（木）から概ね 1～2週間ごとに、井原商工会議所と備中西商工会の芳井支所と美星支所の3カ所で、換金を行います。

6月の換金日（6/6・6/13）は、中小店舗、大型店舗等とも同日に行います。

※商品券は綴りから切り離し、100枚を超える場合は、100枚単位でまとめてください。

	中小店舗	大型店舗等
4月	10日(木)・17日(木)・24日(木)	11日(金)・18日(金)・25日(金)
5月	8日(木)・22日(木)・29日(木)	9日(金)・23日(金)・30日(金)
6月	6日(金)・13日(金)	
※6月14日以降の換金はいりません		

※換金請求受付時間は、いずれも9：00～17：00まで

Q. 入金はいつごろになりますか？

A. 請求から概ね5営業日以内に登録口座にお振込みします。

Q. 以前発行した「暮らし応援券」や「プレミアム付き商品券」を受け取った場合は？

A. 換金できません。各店舗で対処してください。事前にレジ係の方に周知をお願いします。

※有効期間が6ヵ月を超える商品券については、「前払式証票規制法」により金融庁への事前の届け出や許認可が必要です。許認可を受けていない商品券については、6ヵ月以内に事業を終了する必要があります。

Q. 会計処理はどうしたらいいですか？

A. 商品券受領時には、地域振興券やクーポン券と同様に「現金」として会計処理するのが一般的であり、換金請求時に「未収金」等に計上し、入金時に消し込む会計処理が適切であると考えられます。

＜受取時＞・レジで「暮らし応援券」500円を受け取った。

4/14

現金 500円 / 売上 500円

＜換金請求時＞・「暮らし応援券」500円について換金請求した。

4/17

未収金 500円 / 現金 500円

＜入金時＞・換金申し込みした「暮らし応援券」500円が預金に振り込まれた。

4/24

普通預金 500円 / 未収金 500円